

## 第1回中野区歌に関する審議会 議事録(案)

1 日時

平成25年11月26日(火) 午後6時半～8時

2 場所

区役所4階 庁議室

修正ページ

16、17、18、22、23

3 次第

I. 委嘱式

1. 委嘱状交付
2. 区長挨拶

II. 審議会

1. 委員自己紹介、事務局等紹介
2. 会長および副会長の互選  
[ 諮問 ]
3. 審議会運営上の申し合わせについて
4. 審議事項について
5. 今後の審議予定について

4 出席者

(1) 出席委員 (14名)

青山委員、小野(光)委員、三好委員、山口委員、鈴木委員、片寄委員、榎本委員、谷津委員、佐藤委員、小野(未央)委員、濱本委員、関谷委員、橋本委員、米川委員

(2) 事務局等 (6名)

田中区長、竹内政策室長、酒井政策室副参事(広報担当)、政策室広報担当職員3名

5 配布資料

※第1回中野区歌に関する審議会 次第

※委員座席表

1. 中野区歌に関する審議会委員名簿
2. 中野区歌に関する審議会設置条例
3. 審議会運営上の申し合わせについて(案)

4. 審議事項について
5. 今後の審議予定（案）

## 6 議事録

### ○政策室長

定刻となりましたので、ただ今より第1回中野区歌に関する審議会委員委嘱式、並びに第1回中野区歌に関する審議会を始めさせていただきます。進行役を務めさせていただきます政策室長の竹内です。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付してございます。次第と委員座席表、資料1の委員名簿、資料2の条例をご確認ください。その他については、後ほど確認させていただきます。

本日の予定といたしましては、お手元に配付の次第にありますように、第1部といたしまして委員の委嘱式を行います。引き続き、第2部として審議会の開催と進めさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

### I. 委嘱式

#### 1 委嘱状交付

### ○政策室長

それでは早速ですが、中野区歌に関する審議会委員委嘱式をとり行いたいと思います。恐縮ですが、お名前を呼び上げさせていただきますので、随時その場でお立ちください。区長から委嘱状を交付させていただきます。

〈区長より各委員に委嘱状の交付〉

### ○政策室長

以上をもちまして、委嘱状の交付は、終了させていただきます。

審議会委員は、総勢で14名となっております。机上配付の資料1・委員名簿の通りでございます。

### ○政策室長

続きまして、委嘱に際しまして、区長よりごあいさつ申し上げます。

## ○田中区长

中野区歌に関する審議会委員の皆さまにおかれましては、ご出席いただき誠にありがとうございます。

60年くらい前に現在の区歌が作られました。戦後の新しい社会の新しい中野区を象徴しているような区歌ということで、しばらく親しまれていたわけですが、ある時期からそれを歌うことが途切れてしまい、中野区民にとって区歌というものが、ほぼ認識の上ではないに等しいという時代になってしまいました。

中野区という街のコミュニティ、人の輪というものを結び付けていく上で、色々な式典であるとか、色々な行事、また、ただ人が集まる時でもいいのですが、一緒に口ずさむことによって同じ中野区民としての意識、誇りを共有できるような、新しい区歌を作るべきではないかという意見が色々な方から出てきました。

私自身も、中野区に親しみを持って歌える歌がないことを寂しく思っていたということもあり、今回審議会を設置することにして、新しい区歌について検討していただくことにしました。私としては区歌には重い意味があると思っています。この審議会も条例で設置しました。区歌ができれば、例えば、中野の子ども達が学校の式典などで歌って、大きくなって中野区歌を通じて自らの故郷、中野を想うということになると思います。ある意味重いものであると思っています。それにふさわしい委員の皆さまを委嘱することができ、嬉しく思っています。

希望としては、誰もが歌いたくなり、将来に渡って長く歌い継がれる歌を。ということは誰もが言うのですが、ものすごく難しいことを言っている気がします。将来、誰がどのような歌を好むかということは、誰もわかりませんので、今の時代の私たちが共有できる中野の街の価値、普遍的なものを込めて作ることができれば、未来に対しても自信を持って送り出せる歌になるのではないかと思います。ぜひ良い議論をし、良い結論に導いていただければと思います。

23区の中でも、行事で区歌が歌われないという方が少ないというのが実態のようです。また、最近、新しい区歌を作ったという区があるとも聞いています。皆さまで中野の良い区歌を考えていただいて、来年度作詞作曲ということになりますので、よろしくお願い致します。

## II 議事

### 1 委員自己紹介、事務局等紹介

#### ○政策室長

それでは引き続きまして、第1回の中野区歌に関する審議会の議事に移らせていただきたいと思います。

その前に、本審議会の設置の根拠となる条例について説明させていただきます。資料2、中野区歌に関する審議会設置条例をご覧ください。

この審議会の位置付けと役割について、第1条で「幅広い区民に親しまれ、世代を超えて末長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、区長の附属機関として中野区歌に関する審議会を置く」と、第2条で「審議会は、区長の諮問に応じ、区歌に関し必要な事項について調査審議し、答申する。」と規定しています。諮問は後ほど区長からさせていただきます。

そして、第3条で委員の構成、第4条で委員の任期を「委嘱の日から答申を行った時まで」としています。

さらに、第5条で審議会に会長と副会長を置き、審議会は会長が招集し、議事進行を行うことになっていますが、今日、審議会の初回ということで会長が互選されるまでの間、私が進行を務めさせていただくことをご了承ください。

三好委員は遅れて来られますが、本日もご出席の委員さんが今現在13名、総数14名の半数7名を超えておりますので、第6条第2項の規定に従いまして、有効に成立していますことをご確認願います。また、第6条第4項にありますように、審議会は公開が原則となっておりますので予めご承知置きください。

以上で、条例についての説明を終わりました。早速お手元の次第に沿いまして、議事を進行させていただきたいと存じます。

まず初めに、初対面の方も多いためと思いますので、委員の皆様にご自己紹介をしていただきたいと思います。それでは、青山委員から順番によろしく願います。

#### ○青山委員

皆さん今晚は。青山侷（やすし）です。都庁に長く勤務していました。東京には62の区市町村があり、各区市町村となると仕事の面から捉える事が多いのですが、中野区については70年くらい住民としてお世話になっておりますので、つい、そういう立場から見てしまいますので、よろしく願います。

#### ○山口委員

北中野中学校校長の山口です。中野区の学校で勤めて今年で11年。長く勤めさせていただいていますが、恥ずかしながら区歌があるのは今日初めて知りました。よろしくお願いします。

○鈴木委員

鷺宮小学校校長の鈴木栄子です。鷺宮小学校に来て今年で4年目なのですが、実は、昭和57年に採用されて最初に赴任した場所が中野区でした。中野第四中学校からのスタートです。4年前に中野区に勤めることになった時、ああ、中野に戻るのだ、という思いでした。両方合わせても中野区で8年しか経っていませんが、社会人人生の中で、中野区には大変お世話になっています。よろしくお願いします。

○片寄委員

中野区立多田小学校副校長の片寄です。中野へ来たのは今年の4月ですので、これから中野区のことを色々と学ばせていただきながら、また、学校関係者ということで声を掛けていただきましたので、諸先生方のお力になることができると思います。私は横浜の出身で、小学校の頃、文語調で難しくてなかなかその時覚えられなかったのですが、市歌を習いました。その時の歌詞はやはり覚えているので、そのような親しみのある歌ができると良いと思います。

○米川委員

米川と申します。向台小学校出身です。職業は、ギターを弾いています。南こうせつという人の後ろで23年ギターを引かせていただきました。区長のおっしゃったように、今の世代で誰にも受け継がれ、共有できる区歌を目指し、作りたいと思っています。

○橋本委員

橋本と申します。私は一人の娘の母でして、鷺宮小学校にお世話になっております。東京に上京してからもう20年以上になるのですが、中野区でずっとお世話になっています。出身は長野県でございまして、小さい頃から県歌など、歌は地元の生活の中で多く取り組まれており、県花などが歌詞に盛り込まれていて、そういうものも含まれた歌になると良いと思いました。よろしくお願いします。

○関谷委員

関谷耕一と申します。13年前に東京に出てきた際にFM東京というラジオ

局に就職をしまして、6年前に自分達の会社を設立して、四谷で会社をやっています。音楽が様々な方に愛されて、力を与える瞬間を数多く見てきました。こういうご縁があつて区歌に携われるということが大変大事に思っています。自分の得てきた経験を役に立てることができれば良いと考えています。

#### ○濱本委員

濱本と申します。中野区体育協会の副理事長をしています。自分の競技の専門は柔道です。中野生まれではないのですが、中野に住んで、還暦を迎えようかという世代でございます。中野では、地域のPTAの役員をなど、色々な所で活動しております。

#### ○小野未央委員

中野区立小学校PTA連合会から参りました小野未央です。昨年まで武蔵台小学校でPTA会長をさせていただいて、現在は事務局という立場です。中野区には40数年在住しております、小学校時代、昭和50年代に区歌を歌った覚えがございますが、非常に難しい歌でしたので、申し訳ありませんが覚えておりません。子供達に歌い継がれ、お年寄りにも歌える歌が区歌として審議されればと思います。

#### ○佐藤委員

中学校PTA連合会の副会長で第七中学校のPTA会長の佐藤美奈子と申します。私は中野で生まれ、江古田小学校に1学期だけ通い、その後丸山小学校に通いましたが、江古田小学校の校歌も、丸山小学校の校歌も覚えていて、現在は子供が第七中学校に通っていますので、第七中学校の校歌も覚えています。歌というのは、やはりずっと頭や心で覚えていられるものかと思います。同窓会を開く時には、締めくくりに校歌を歌うという流れになっていますので、中野区歌も、将来子供たちが会ったときに一緒に区歌を歌うことができれば良いと思います。

#### ○谷津委員

東京商工会議所中野支部中野21の会の副会長の谷津かおりと申します。地元は中野坂上です。桃園小学校を卒業して、中野第二中学校を卒業しましたが、なんと、区歌は全くわかりません。歌った記憶もありません。桃園小学校の100周年記念の歌は覚えていて、校歌も覚えています。子供も2年生で校歌は歌えます。子供会の会長をしている関係で、中野音頭もあつたと思いましたが、これも南側ではあまり踊られていないけれど、北側では踊られているというこ

とですが、そのような中で区歌の審議会のお話しをいただきました。

私は劇団活動をずっとしておりまして、今はオフィスLRという会社を立ち上げ、演劇力の可能性を追求し、表現教育という研修を行っています。文科省の助成金をいただき、学校でも講師をさせていただいています。芸能プロダクション業務や販売促進のイベントなど色々行っているのですが、この審議会に参加できて非常にうれしく思っています。

歌ったことがない、と後から言われる歌は嫌だと思しますので、皆が楽しく口ずさめる歌になるよう頑張りたいと思います。

#### ○榎本委員

中野区商店街連合会の副会長を今年からしています榎本と申します。野方商店街振興組合では理事長を務めています。私は中野区の歌を歌うことができます。この歌は小学校6年生の連合運動会の時に皆と一緒に歌いました。約一カ月間、音楽の先生が特別に授業を持って教えたのです。その後なぜか歌えるようになりましたが、このように、皆に親しまれるような歌を作っていくことができると思います。

#### ○小野(光)委員

町会連合会の会長をさせていただいている小野です。区歌ということで東京にはどんな歌があるのかと思い、各区の歌を調べ、YouTubeで聴けるものは聴きました。やはりいい歌には格調がありますね。こういったことは忘れないようにしようと思います。私は東中野に住んでおり、出身は山口県なのですが、子供達や孫も皆、谷戸小学校です。谷戸小学校の校歌は大好きで、聴くと涙が出るほどです。地域の歌はやはり大事だと思っております。本当に中野区民に愛される歌を作らなければと思います。

## 2 会長および副会長の互選

#### ○政策室長

それでは、次の議題の会長及び副会長の互選をお願いしたいと思います。先ほど説明したように条例第5条第1項で会長及び副会長を、それぞれ1名互選するという事になってございます。ただ、互選といいましても、本日初めてお会いになった方も多いためと思いますので、いかがでしょうか。もしよろしければ、事務局案がありますので、ご提示させていただいてもよろしいでしょうか。

(各委員了解)

○政策室長

ありがとうございます。それでは会長には、中野区に長くお住まいで区民公益活動推進協議会の会長も務めていらっしゃる、明治大学大学院教授の青山先生に、副会長はやはり長く中野にお住まで、中野のことをよくご存知な町会連合会会長の小野委員にお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(拍手)

○政策室長

どうもありがとうございます。それでは、ご了承を賜ったということで、会長は青山先生に、副会長は小野委員にお願いしたいと思っております。では、お二人はこちらにおいていただいて、よろしくお願いいたします。

### 3 諮問

○政策室長

それでは続きまして区長から諮問させていただきます。

○田中区長

中野区歌に関する審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記事項に関して、貴会の意見を求めます。平成25年(2013年)年11月26日 中野区長  
田中大輔

幅広い区民に親しまれ、世代を超えて長く歌い継がれる中野区歌を制定するに当たり、以下の点に係る意見

- 1 詞や曲のイメージ及び詞に取り入れたいフレーズについて
- 2 区歌の作成を依頼するに相応しい人物像について
- 3 幅広い区民に親しまれ、長く歌い継がれるための方策について

○政策室長

ただ今、各委員のお席に諮問書の写しをお配りしておりますのでご確認ください



い。

それでは、ここで区長は大変申し訳ございませんが、所用がございますので、退席をさせていただきます。また、私の役目はここまでのので、後は会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(区長退席)

○青山会長

それでは、私がこの後、議事を務めさせていただきます。

お手元の次第に従い、議事を進めてまいりたいと思います。

### 3 審議会運営上の申し合わせについて

○青山会長

それでは、本日の議事の3番目に移りたいと思います。「審議会の運営上の申し合わせについて(案)」、これを皆さんにお諮りしたいと思います。事務局で案を用意しておられるようですので、説明をお願いします。

○酒井副参事

配付資料の確認(資料3-審議会運営上の申し合わせについて(案)、資料4-審議事項について 資料-5今後の審議予定(案)、)

それでは、資料-3「審議会運営上の申し合わせについて(案)」について説明いたします。それでは資料を読み上げさせていただきます。

#### 1 審議会の傍聴時のルールについて

(1) 傍聴者による録音、写真、ビデオカメラ、写真機能付き携帯電話等による撮影は禁止します。ただし、報道機関の取材など会長が許可した場合はこの限りではありません。

(2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は退席を命じることができることとします。

#### 2 議事要旨の調整について

(1) 事務局は議事要旨をまとめるため、ICレコーダー等で録音します。

- (2) 次回審議会開催の1週間前を目途に委員の方に議事要旨を送付し、修正、意見等をいただいたうえで、次回審議会開催の冒頭で議事要旨の内容について了承を得ます。
- (3) 議事要旨はホームページで公開します。
- (4) 議事要旨の発言者氏名(名字)は原則として記載します。
- 以上でございます。

○青山会長

この審議会は条例に基づいて設置されたものですが、会議の運営については審議会で決定するという事です。審議会の申し合わせということで今提案がありました、ご意見等ございますか。

(委員了解)

○青山会長

よろしいですか。よろしければこのようなルールで運営していきたいと思えます。

○青山会長

それでは、次の議題の4に移らせていただきます。今区長から諮問された審議事項について、諮問に至るまでの経過など事務局から説明してもらったうえで審議したいと思いますので、事務局お願いします。

○酒井副参事

資料4をご覧ください。最初に、現在の中野区歌は昭和25年(1950年)8月に中野区民歌謡(音頭)とともに歌詞が公募され、109件の応募作品の中から10月に選定されたものです。選定された歌詞に音楽評論家で作詞・作曲も行っていた(故)堀内敬三氏が歌詞を補作、作曲されました。そして11月3日の文化の日に開催されたイベントでお披露目されたものです。ちなみに堀内敬三氏はラジオ体操を作曲された方だそうです。

資料に当時の募集要項の抜粋を載せていますが、「終戦5年目を迎え、ようやく人心も安定して参りましたが、この時に当たり中野区の文化的意義と健全な区民精神の高揚を計るという目的で、この度次のような要領で区歌、区民音頭

(歌謡)が募集されることになりました。」とあり、具体的に区歌については「首都の文化区として、文化人の温床地としての中野区の使命及び発展を象徴するものであって、三節程度とし公式の式典等における区の歌とするもの」というようになっていました。その下に掲載されているものが、区歌の歌詞です。これから、区歌の音源を聞いていただきます。

(現在の区歌を聴いていただく。)

#### ○酒井副参事

お聞きいただいたものが現在の区歌です。今の音源は、現在の区役所が落成した昭和43年(1968年)に、落成記念としてレコードが作られたもので、歌っているのは立川澄人さんです。当時は学校によったようですが行事等の際に歌われていたのですが、いつの頃からか歌われなくなったようです。

2番目として、新しい区歌を作る背景ですが、先ほど、区長も言っていたように、新しい区民の方の区への愛着や一体感を醸成するための方法のひとつとして、区歌がいいのではないかと。そして(2)に書きましたように警察大学校の跡地が整備され、多くの企業や大学が進出し、大きく変貌する中野区にとって区歌が必要なのではないかとといったことが背景となります。

その様な背景のもと、先ほど聞いていただいた、戦後すぐに作られた区歌を復活させるよりは、新しい区歌を作ったほうがいいだろうということで、この審議会を設置するに至りました。

参考に23区の区歌の状況を調べた資料を添付しています。区歌がないのは江東区だけで、墨田区は「花」を区の愛唱歌にしていますが、どちらの区も区歌を持っています。制定年月をご覧くださいと、一番直近では2003年に豊島区が区歌を作っています。右側に区歌がどのような機会に歌われているかを記載していますが、区によってまちまちで、学校や区の行事で歌っている区もあれば、全く歌われていない区もあるといった状況です。

#### ○青山会長

以上が区長の諮問事項についての説明ということでしたが、ただいまの事務局の説明について何かご質問やご意見はありませんか。

#### ○小野副会長

この中野区歌の歌詞は、他の区の区歌といっても通用しますよね。特に中野区  
の歌という感じがしませんね

○青山会長

最後の部分が「ああ中野区に」となっているところだけですね。  
良い歌ですけど、昭和歌謡のようですね。私も中学時代さんざん歌っていた  
のでしようけれども、榎本委員はよく覚えていらっしゃいますね。

○榎本委員

実は、今聞いた歌詞は私が覚えていたものとは違って、小学校では子ども  
が歌い易いようにしていたようですね。「四通の巷」などは小学生にはわか  
らないですよね。2番の3, 4行目などは省略していました。正しい歌詞は  
こうなんだと初めて今日知りました。

○青山会長

諮問事項には、どのような方をお願いするかというイメージの話があります。  
そして、資料の中には各区の調査内容として、公募するかどうかの項目もあり  
ますが、こういったことも審議事項に含まれるのでしょうか。

○竹内政策室長

歌詞や曲を丸ごと公募するという事は考えておりません。盛り込みたいフ  
レーズやイメージを作詞・作曲をお願いする方に示すという形で考えています。

○濱本委員

私は学校再編の関係で、新しい学校の統合委員会に参加したことがあるので  
すが、その学校の校歌を作る際に、その時もフレーズだけ一般公募して、それ  
をもとに作詞作曲はプロの方をお願いするという方法でした。完成した歌は、  
校歌としてふさわしく、良い歌だと私は思っています。さすがにプロの方は上  
手に作るなと思いました。

○山口委員

私も同じく学校再編に携わった立場ですが、その際は生徒も含め、ふさわし  
い単語を出してもらい、票の多かった単語をなるべく使用して作成してもら  
うという方法でした。

○青山会長

他に質問や意見はありませんか。たぶん次の今後の審議予定の中でも審議事項に関することが出てくると思うので、今後の審議予定について事務局から説明をお願いします。

○酒井副参事

それでは、資料－5「今後の審議予定（案）」をご覧ください。審議会は今4回を予定しています。表の2番目を見ていただきたいのですが、区民の方から区歌にふさわしいイメージやフレーズを募集することを考えています。対象は区内在住、在勤、在学ということで、募集内容としては、20文字以内で中野区にふさわしい歌のイメージまたは歌詞に入れたい言葉。提出方法として12月5日から20日までに区のホームページ、ファクシミリかハガキ、区民活動センターに設置してある「声のポスト」などにお寄せ下さいということで広く募集します。この募集に関しては区のホームページと12月5日号の区報に掲載します。

そして、区民の皆さんからいただいたイメージやフレーズをまとめた資料を参考に、1月下旬に予定している第2回の審議会で詞や曲のイメージ、詞に取り入れたいフレーズについてご議論いただきたいと考えています。さらにあわせて、区歌の作成を依頼するに相応しい人物像についてもご意見をいただきたいと思えます。そして第3回を2月の中旬に開催して、第2回の議論のまとめと、さらに人物像、幅広い区民に親しまれ歌い継がれるための方策について、皆さんからアイデアを出していただきたいと思えます。その後、答申案の取りまとめに入りまして、郵送またはファクス・メールでやりとりさせていただき、答申案を取りまとめたいと思えます。第4回の審議会で最終調整をさせていただき、答申を決定して区長に提出することになります。

○青山会長

ただ今の審議予定についてご質問やご意見はありませんか。

○谷津委員

提出方法についてですが、区では他にもこのような募集をていると思えますが、どれぐらい集まるものなのでしょうか。過去の例はありませんか。

○酒井副参事

あまりこういった募集はしたことがありません。

○谷津委員

ぱっと見たところ、小中学生の意見はあまり集まらないのではないかと思います。よくホームページに掲載していると言っていますが、それほど皆がホームページを頻繁に見るわけではないでしょうし、興味があることなら調べますけれど、この情報を知らない人は中野区歌について検索をしないとします。

この方法も良いと思いますが、例えば、小学校や中学校などの学校で募集をして子ども達に書いてもらうなどしなくては、子どもたちからは集まらないと思います。区報は色々な方が見られていると思うのですが、年齢層が偏ってしまうのではないかと思います。募集・提出方法をもうひとつ吟味した方が、より多く集まるのではないかと思います。

○佐藤委員

この募集はたくさん集まった方がいいのでしょうか。

○竹内政策室長

集まったものに基づいて皆さんにご議論いただくわけですので。

○佐藤委員

なぜお聞きしているかという、学校で生徒に一人一つ提出してもらうとなると、膨大な数になりますよね。それを集計することを考えると、ただ単に多い方が良いのかどうか、と思いました。

○青山会長

与えられた時間やコストの制約もありますし、どの層に応募してもらうかなども検討すべきところかと思います。区報は見る人が多いですけど、年齢層が限られてくるといった課題もあるので、どういう方法で募集するかについても皆さまで議論していただくことになりますね。

○橋本委員

ケーブルテレビでお知らせができれば、主婦の方なども見ますよね。興味を持って頂くには良い方法だと思います。

○青山会長

ケーブルテレビで流すことはできるでしょうね。中野区のホームページに掲

載するという方法も、もちろんやられるでしょうけれど、そういう方法も有りますよね。

投票で多く集まったフレーズを入れるということではなく、集まったフレーズを参考にして、この審議会でどういうフレーズが適切かということを検討しなくてはならないと思います。

○竹内政策室長

お配りした資料の中で、案として区報に掲載する募集の文章があるかと思いますが、このような内容でいいのかどうか、他の条件があるのかなども含めてご検討いただければと思います。この内容はこれから変更することができるのでしょうか。

○酒井副参事

12月5日号の区報なので、大幅な変更は難しいと思います。

○青山会長

字数に制約がある範囲内であるならば、今決めれば可能ということですね。

○小野副会長

例えば、アメリカの場合、ステイツソングというものがあって、ケンタッキーの場合、マイオールドケンタッキーホーム、テネシーの場合、テネシーワルツですけれど、これは失恋の歌ですけれどなぜか州歌になっています。中野区の歌を、どういう位置づけにするかということですよ。例えば全国的に知れ渡るようなレベルまで持っていくというのも一つの戦術でしょう。

○青山会長

海外に対して中野をアピールすることまで狙うのか。そこまで狙うのかということですね。

○小野副会長

おとなしく作るのか、派手に作るのか。ちょっと極端かもしれないけれど。私はテレビ局にいたものだから、どうしても受けなければいけません。おもしろい発想でやったらいいのではないかなと思うのです。つまらない歌は作りたくない。23区の歌を聞いてもつまらない歌が多いですよ。大田区は少し良かったですけど。みんなに親しまれて他の区の人にも歌ってくれるような歌がいいですね。

○竹内政策室長

会長、今の点についてよろしいでしょうか。制約といったことではないですけれども、条例や今日の区長の諮問書に書かれているのが「幅広い区民に親しまれ、末長く区民に歌いつ継がれる」といったこととなります。

○青山会長

そういった意味で、中野区にふさわしい歌のイメージとして「明るい」「ゆっくりした曲調で」という表現は、条例や諮問の範囲内であれば修正してもいいということですね。この「明るい」とか「ゆっくり」といった表現は、区報の原稿に入っているのですか。設置条例の目的の範囲内ならば変えてもよろしいのですね。

○竹内政策室長

はい、構いません

○鈴木委員

第3回の審議会の三つ目の丸の「幅広い区民に親しまれ、末長く歌いつ継がれる方策」と関係するかと思いますが、先程学校などでぜひ歌って欲しいというのであれば、あるとき急に区歌ができたと思ってこられるより、中野区が区歌を作っているのだということを少しづつPRした後で、その歌が完成したのなら歌ってみようかというように思わせるなど、人の心を動かしていくことが良いと思うのです。ただ、募集期間が短いので、区内の各学校などにポストを置いて、気になった生徒やPTA、教職員が応募するなどというようにすれば早く集まりますし、中野区の区歌を作っているというPRにもなると思います。そういうところから、それぞれの世代がどのようなことを望んでいるかも見えてくると思うのですが、そのためには、時間やコストなどの制約はあると思いますが、新しい区歌ができた時には、メディアを使ってPRして、学校でないところでも聞こえてくるように、例えば商店街で流されているようなことが必要になると思います。募集の時からPRしていくことも一案です。出来上がった歌を中野駅や西武新宿線の駅で流してもらうなどPRも大切です。資金については課題です。

ともかく学校に募集要項を置くとなると、校長会への説明をお願いします。

学校で子どもたちに教えることを考えると、事前に学校にもPRしていただければ、よりよいと思います。そうではなく、街中で区歌が流れているのだから学校でも歌いましょうというのならばまた話は違いますが。



第3回の審議会の議題である「区民に親しまれ」ということも考慮して、募集の方法を考えた方がいいのではないのでしょうか。最近の小学生はパソコンを使いますが、中野区のホームページを見る機会が少ないと思います。子どもの意見を反映させるのは難しいですね。

○酒井副参事

学校での募集は、学校のご協力が得られるのであれば、区報での募集とは別に、お願いしたいです。その場合は、募集期間を延ばすことは可能だと思います。

○青山会長

区報は12月20日までかもしれませんが、学校等は別の期限にしてもいいのではないのでしょうか。

○鈴木委員

校長会での説明が必要になると思います。いろいろ段取りが必要になります。20日締め切りというのは、第2回の審議会の資料をまとめる期間をとってのことだと思いますので、あまり延ばすと資料が整わなくて、次回の審議会で十分に活用できない恐れも出てくる可能性もあるのかなと思います。いずれにしても校長会を通していただくことを強く希望します。

○山口委員

まず、段取りとして区歌を作るということを先に色々な所にアピールすることが必要なのではないかと思います。そのアピールがないままイメージの募集をしても、区民の方々は戸惑うだけで、よくわからないうちに募集期間が終わってしまうと思います。区民への周知を今のうちから大々的にした方が良いでしょう。学校でも募集するというのであれば、応募用紙を用意するなど、応募したくなるような工夫をして、校長会に出せば流れはスムーズに進むのではないのでしょうか。いきなり募集ということだと、一握りの区民の方の応募だけで作ることになってしまうのではないかと心配です。

○竹内政策室長

この場で、学校を通じても募集すべきだというような方向性を決めていただければ、段取りについては事務局で調整させていただきます。

○青山会長

いかがですか皆さん。学校以外でも町会や区商連などもあると思いますが。

○小野副会長

せっかく応募するのだから、ムーブメントを起こさなければいけません。もししたらあなたが応募したフレーズが区歌の歌詞に入るかもしれませんよ、採用されるかもしれませんよ、ということを広く呼びかけすることが非常に大事だと思います。

○鈴木委員

以前の区歌が連合運動会等で歌われていたということですが、できた時にはみんなで一緒に歌いましょう、連合運動会などの行事や他の場所でも、この区歌を歌いましょう、という呼びかけを最初からすれば、どんなフレーズがいいかなといったような関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。小野委員の言われたように、もししたら自分の言葉が入るかもしれないといった期待が生まれると、小学校の教員も新しい区歌ができたなら教えなくてはならないのだな、というような心づもりができるのではないかと思います。それができてからのPR 効果に繋がり、「幅広い区民に末長く歌い継がれる」ことに結び付いていくのではないのでしょうか。(削除)

(三好委員到着)

○青山会長

話し合いも佳境に入ってきたところではありますが、ここで三好委員が到着されましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○三好委員

遅れて大変申し訳ありませんでした。三好良子と申します。立教女学院短期大学と産業能率大学総合研究所に所属して、全国の自治体行政の人材育成コンサルティングをしています。中野区との繋がり、コミュニティコーディネーター育成から始まり、20数年になります。様々な団体で人材育成のコンサルタントをしてきました。そういった面でお役に立つことができれば良いと思います。

○青山会長

ありがとうございました。

さて、ここまでの話を整理しますと、今後の審議予定として第一に、区報に

掲載するイメージの募集内容についてはまだ修正が可能なため、字句の修正をどうするか。区報とは別に、歌ってもらうために、今からからいろいろな所に呼び掛けをする。特に、小中学校等の生徒へも呼びかけを行うという流れだと思ふのですけれども、それをどうするか。学校以外の各団体にも募集を行うかどうかということ。以上のことが論点だと思います。そのことが決まらなないと、募集内容の字句をどうするかも決まらなれないと思います。

それでは、学校に対して呼びかけを行うのか、それ以外の団体はどうするのか、呼び掛けるとしたらどの団体に対して行うのか、審議会としてどう考えるのかを議論したいと思います。

#### ○濱本委員

鈴木委員のおっしゃったようになるべく早く、大勢の方に区歌を作ることをお知らせすることは必要だと思います。そういう意味で、区立小中学校はもちろんですが、区内の高校、大学などにも。そして私の所属している体育協会や町会。区商連などのように組織的基盤がある団体には、なるべく早く声をかけていただきたい。その方が幅広く親しまれると思います。そして、やはり募集期間をもう少し長くできるようにお願いしたいと思います。

#### ○片寄委員

夏前にゆるキャラの募集をしていたと思いますが、学校にポスターが送られてきていて、学校に掲示してある募集のポスターに教員が気づき、自分でホームページなどを調べたことから学年で応募しようということになりました。やはり、費用や時間のこともありますが、チラシだとかポスターで学校だけでなく、いろいろ声掛けをするなどの方法を考えた方が良いと思います。

#### ○小野副会長

ポスターを貼ったりすることはできるのですか。

#### ○竹内政策室長

ポスターを外注して作ることはできませんが、できる範囲でやりたいと思います。

#### ○小野副会長

町会としてどこまで協力できるのか。役員にこういうことをやっていると伝えることはできるが、それがどこまで伝わるのか。やはり区報の効果は大きいと思います。

○鈴木委員

私の両親も区報には興味がありますが、一行書いてあるだけだと、目に留まりませが、裏面に応募用ポストの場所などが書いてある折り込みチラシのような形で入っていると目にとまりますね。それが町会や商店会で話題になると思います。

○佐藤委員

鈴木先生の意見に賛同します。自分でハガキを買って出すかと言えば、なかなかその気にはなりません、区報の中に専用の応募用紙などが付いていれば、わたしの親の世代の方などは、区民活動センターに行ったついでにポストに出すということもできると思います。ハガキを買って出すというのはどうかと。ましてや、親の世代はパソコンも使いませんし、わざわざ区民活動センターに行って書くこともないと思います。幅広さをどこまで求めるかによりますが、子どもが50円払ってハガキを買って出すとも思えません。

○谷津委員

私も鈴木先生の意見に賛同します。この先議論する「区民に親しまれる」というところでは、誰も知らないうちに区歌ができて、その様な区歌に全く親しみを感じることはないと思います。知っている人を増やすことが大事なので、町会の皆さんにも頑張ってもらい、私の所属する商工会議所のような経済団体にも呼び掛ける、各企業にも呼び掛けるなどして、もしかしたら、あまり応募がないかもしれませんが、知っている人の分母を少しでも増やすことが大切だと思いますし、そのことにより応募が増えるかもしれません。

これは一つの意見ですので、だめならだめでいいのですが、山口委員の発言を聞いていてふと思ったのですが、子どもたちならば、言葉だけでなく、絵でも良いのではないのでしょうか。まとめる方は大変だと思いますが、例えばその絵に虹がかかっていたら、プロの作詞家なら虹という歌詞を入れればいいということはわかりますよね。木がたくさん書かれていれば木々の緑ということになるのかもしれません。言葉だけに頼らずイメージするのは、絵でも小学生なら想いを伝えることはできます。ご年配の方は絵手紙を描いたりしますし、応募しやすいのではないのでしょうか。

○米川委員

20字以内の言葉ということで、歌詞にするしないということよりも、例えば哲学堂の桜でも、幼稚園児ならパパいってらっしゃいでもなんでもいいと思

うのです。歌詞になるかならないかよりも、イメージが大事だと思います。子供にとっては、応募したこと自体が大事になっていくのではないのでしょうか。PRの仕方はとても大事だと思います。

○青山会長

反対意見はないようです。学校を含めてできるだけ多くの団体に区歌を作ることをPRしてもらおうことを審議会として区にお願いするということでまとめてよろしいでしょうか。

○米川委員

区歌は来年の3月までに作るのですか。

○酒井副参事

審議会を4回開催して答申を3月にいただき、その後、区歌は来年度の秋ごろまでに作る予定にしています。

○青山会長

答申の期限が3月で、審議会でこういうフレーズですとかイメージ、作詞作曲してもらう人のイメージなどを3月末に答申して、来年度に作詞作曲を依頼するということですね。答申の3月は動かさないのですか。

○竹内政策室長

年度内に答申をお願いしますということです。

○青山会長

3月の答申の期限は動かさないということです。押し詰まってきたらどうなるか分かりませんが。

○米川委員

わかりました。

○酒井副参事

今皆さんからいただいた意見に従いまして、提出期限は延ばします。今後の審議内容も進捗状況に合わせて変更したいと思います。じっくり審議して頂けるようにします。

○青山会長

区報の募集期限も延ばすということでもいいのですね。問題は将来の答申内容にも影響することだと思うのですが、募集内容について「20文字以内で、中野区にふさわしいイメージ（例「明るい」「ゆっくりした曲調で」など）または歌に入れたい言葉」と区報原稿ではそうなっていますが、区報に出してしまうと大幅に変えることはできなくなるので、なにか意見があれば今出していただいた方良いかと思えます。いかがでしょうか。

○鈴木委員

谷津委員が言われたように、確かに言葉に限る必要はありませんが、言葉を募集する場合には、自分の出した言葉がすべて区歌になるんだと思い込まれて提出されるようなことがないよう、言葉の場合20文字以内という字数の制限は必要だと思います。区歌、中野区のイメージを絵で描いてもらっても構いませんということでもいいのではないのでしょうか。もう一つは、区歌が出来上がったときに、一人でなく様々な方々のイメージが反映されたことが伝わるよう、無記名で応募してもらった方がいいと思えます。ただ、審議会としてどの年代の人の意見、がどれくらいあるのかがわかるように、性別や年齢層は書いてもらった方が、幅広い層の意見を出してもらったということがわかるので、いいのではないのでしょうか。名前を書かれると個人情報の問題もあるので、名前は必要ないと思えます。

○小野副会長

名前を書かないで応募するのでしょうか。

○酒井副参事

名前は書いていただくつもりはありません。年齢は書いていただこうと考えています。

○小野副会長

名前を書いて応募したいのではないのでしょうか。書いても書かなくてもいいのかもしれませんが。

○谷津委員

名前を書いた場合、自分が応募した言葉が選ばれた時に、自分が選ばれたといった誤解を生む恐れはないのでしょうか。

○鈴木委員

学校のアンケートは無記名にしないと回収率があがりません。(削除) 世代や男女別が書けるようにしておけばいいのではないのでしょうか。

○青山会長

大学の授業のアンケートも無記名ですね。男女も年齢も一切入れません。

○鈴木委員

個人情報などいろいろ問題が考えられますので、男女は入れなくてもいいかもしれませんね。

○竹内政策室長

中野区は個人情報の保護条例を制定していきまして、個人情報の収集に関しては個人情報保護審議会の許可を得ないと収集することができません。区報に掲載して募集しようとしていることに関しては、お名前を書いて出していただくことは考えていません。

○青山会長

年齢または年代だけは書いていただくということですね。

○小野副会長

イメージだけを募集するのですか。

○竹内政策室長

ここに書いてあるとおりであれば、イメージまたは言葉を書いていただくということで、今出されたご意見では絵を出してもらってもいいのではないかとということです

○青山会長

イメージまたは言葉。さらに絵を出してもらってもいいということですね。

ここで、私の意見を言わせていただきたいのですが、区報に入れる文言について、例示の「明るい」「ゆっくりした曲調で」を入れない方がいいのではないかと思います、いかがでしょうか皆さん。

○酒井副参事

例示をしないでもっと自由にとということですね。

○青山会長

そういうことです。

○小野未央委員

出された言葉がそのまま歌になるのではない、ということを書いた方がいいのではないのでしょうか。

○青山会長

そうですね、改めて作詞家に依頼するのですよ、ということを示しておいた方がいいということですね。あくまでも材料提供であるということを書いておくべきですね。

○鈴木委員

会長のおっしゃるように例示は必要ないと思います。自由にいろいろなこと書いてもらうためにはない方がいいと思います。

○青山会長

それから、「中野区にふさわしい」というところも「中野区歌にふさわしい」とか「中野区歌に入れて欲しい」というか、「中野区に」というと今の中野区にイメージが限定されてしまうのと、行政の中野区という意味にとらえられてしまうので、「この街にふさわしい」という意味にとらえられるような表現にした方がいいと思います。区民からすると「中野区」というと「中野区役所」をイメージすることが多いので、「中野区」と言わない方がいいと思います。みなさんどうでしょうか。

○小野未央委員

今のイメージではなく「これからの」という言葉も入れた方がいいかもしれませんね。

○橋本委員

中野区の花はあるのですか。

(つつじです。)

○橋本委員



歌を通して中野区の花がなんであるかということを知るようになると思いますし、近くにこんな公園があるですか、こんな鳥がいるとか、妙少寺川が流れているとか、中野区全体で共通することが歌に入っていると、大人も子供も自分の知らなかった中野区ことを歌で知ることができるのではないかと思います。

#### ○青山会長

今回の応募で出て来なかった言葉やイメージでも、必要なものはこの審議会で提言すればいいのだと思います。区の花だとか鳥だとかを盛り込むことを検討するために、事務局は資料を用意しておいてください。

#### ○鈴木委員

音楽で印象付けるということは強いです。例えば、JRの発車音などは駅ごとに自由で、小金井市は「さくら」なのですが、年中それを聴いていると、小金井市の花が桜であることをどうしても意識させられます。そういったように、中野区を印象付けるような歌になると良いと思います。

#### ○青山会長

商店会などが自主的に流したくなるような区歌が良いですね。

それでは、意見としてはまとまりましたので、区報に掲載する募集記事の表現は、提出期限は延長してもらい、各種団体にできるだけ働きかけていただくようにして頂きたいと思います。その他について、ご意見はありますでしょうか。

#### ○三好委員

公募で募集するというのは紙で募集するということですね。紙での応募はなかなか難しいと思います。歌に命を吹き込むといったクリエイティブな作業に、人々を巻き込んでいくためにはフェイストゥフェイスでやるということが、その後のことも考えると重要だと思います。下は小学生からシルバーまでの老若男女が一緒のテーブルで意見交換をして、何かを作り出すワールドカフェという手法が効果的だと思います。その手法ならば、先ほどおっしゃっていたような絵で表現するということも可能です。どこか会場が借りられれば予算がなくても実施可能です。小中学校の児童生徒さんや皆さんのバックグラウンドである各団体から出席していただければ、みんなでイメージを共有することが可能になります。一度その様なことをやってもいいのかなと思います。皆さんこの手法をご存じないのかもしれませんが、頭の片隅にでもワールドカフェのこと

を置いておいていただければと思います。経費をかけずにできるイベントですし、それをケーブルテレビで放送してもらえば効果があると思います。今日出していた課題がすべて網羅できる手法だと思います。

○青山会長

中野区はそういったことを行うのが得意ですので、是非ご検討していただきたいと思います。その他に何かありますか。

○青山会長

今回は、もしかすると募集するイメージなどのまとめが間に合わないかもしれませんが、すべての集約が済んでいなくても開催したほうが良いと思います。いかがでしょうか、集まるということによろしいですね。今回は1月の21日か31日の午後6時半からということですが、ここまでの審議の流れですと、次回審議会は1月31日（金曜日）の午後6時半からということになるかと思いますが、いかがでしょうか。特に異論がなければ、今回は1月31日午後6時半からということをお願いします。

それでは、特に何かなければ、これで審議会を終了します。お疲れさまでした。